

令和
6年度

暮らしを応援物価高騰支援給付金

長引く物価高騰による暮らしの負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（非課税世帯等）に対し、臨時給付金を給付し生活を支援します。

※給付を受けるには書類の返信が必要です。

給付対象

基準日（令和6年6月3日）時点で市内に住民票があり、以下①または②に該当する世帯

①新たに令和6年度分住民税均等割が非課税となった世帯【非課税世帯】

②新たに令和6年度分住民税均等割のみ課税となった世帯【均等割世帯】

※令和5年度暮らしを応援物価高騰支援給付金又は暮らしを応援物価高騰支援給付金（第2弾）の対象であった世帯およびその世帯員、課税者に扶養されている世帯は対象外となります。

給付金額

一世帯あたり10万円

○こども加算（児童一人当たり5万円）

給付対象世帯①または②の世帯の中に、基準日において「18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）」を含む世帯にあっては、その児童一人当たり5万円を給付します。

給付方法

支給対象となる世帯に対し「確認書」を郵送していますので、必要事項を記入し、口座情報を確認のうえ返信してください。

確認書の返送期限 令和6年11月15日（金）当日消印有効



給付方法等

給付開始時期（予定）

返信された「確認書」を市が受領後、およそ2週間程度です。

※令和5年1月2日以降の市外からの転入者を含む世帯の場合は、給付対象世帯であっても「確認書」が届かない場合があります。その場合は健康福祉部社会福祉課までお問合せください。

お問い合わせ

給付金について 健康福祉部社会福祉課 67-1811
こども加算について 健康福祉部児童家庭課 67-1817

